

子宮頸がん予防ワクチン予防接種説明書

1 ヒトパピローマウイルス(HPV)と子宮頸がん

- 子宮頸がんについては、HPVが持続的に感染することで、異形成を生じた後、浸潤がんに至ることが明らかになっています。HPVは感染しても多くの場合、数年以内にウイルスが消失しますが、そのうち数%は持続感染から前がん病変(高度異形成、上皮内がん)のプロセスに移行し、さらにその一部は浸潤がんに至ります。
- 性交経験のある人の多くは、HPVに一生に1度は感染すると言われていています。我が国においては、ほぼ100%の子宮頸がんが高リスク型HPVが検出され、その中でもHPV16・18型が50～70%、HPV31・33・45・52・58型を含めると80～90%を占めます。
- 子宮頸がんは、我が国では年間約1.1万人の罹患者とそれによる約2,900人の死亡者を来すなど、重大な疾患となっています。子宮頸がん年齢階級別罹患率は20代から上昇し、40代でピークを迎えます。
- 子宮頸がん自体は、早期に発見されれば予後の悪いがんではありませんが、妊孕性を失う手術や放射線治療を要する20代・30代の方が、年間約1,000人います。また、前がん病変に対して行われた円錐切除術の件数は年間1.3万件を超えています。円錐切除術後は、流産のリスクが高まると言われています。

2 ワクチンの効果

- HPV ワクチン接種により自然感染で獲得する数倍量の抗体を、少なくとも12年維持することが海外の臨床試験により明らかになっています。
- 公費で接種できるHPVワクチンは3種類あります。2価HPVワクチン(サーバリックス®)は、HPV16・18型の感染とそれによる子宮頸部異形成を予防する効果が示されています。4価HPVワクチン(ガーダシル®)は、HPV16・18型の感染とそれによる子宮頸部異形成を予防するとともに、HPV6・11型の感染とそれによる尖圭コンジローマも予防することが示されています。9価HPVワクチン(シルガード®9)は、HPV16・18・31・33・45・52・58型の感染とそれによる子宮頸部異形成を予防するとともに、HPV6・11型の感染とそれによる尖圭コンジローマも予防することが示されています。
- HPVワクチンは2006年に欧米で使われ始めた比較的新しいワクチンであり、海外や日本で行われた疫学調査では、HPVワクチンを導入することにより、子宮頸がんの前がん病変(がんになる手前の状態)を予防する効果が示されています。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることも分かっています。
- HPVワクチン接種で予防されない型のHPVによる子宮頸がんも一部存在します。HPVワクチンの接種歴にかかわらず、子宮頸がん検診を定期的に受けることも重要です。

3 ワクチンの副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応(疼痛、発赤、腫脹)です。

発生頻度	シルガード9
50%以上	疼痛
10～50%未満	腫脹、紅斑、頭痛
1～10%未満	浮動性めまい、悪心、下痢、そう痒感、発熱、疲労、内出血など
1%未満	嘔吐、腹痛、筋肉痛、関節痛、出血、血腫、倦怠感、硬結など
頻度不明	感覚鈍麻、失神、四肢痛など

ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座するなどして様子を見るようにしてください。

まれに、報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状(ショック症状、じんましん、呼吸困難など)、ギラン・バレー症候群(下から上に向かう両足のまひ)、血小板減少性紫斑病(鼻血、歯ぐきの出血、月経出血の増加など)、急性散在性脳脊髄炎(まひ、知覚障害、運動障害など)等が報告されています。このような症状が疑われた場合は、すぐに医師に申し出てください。

4 予防接種のスケジュール

	シルガード9	
	1回目接種 15歳未満	1回目接種 15歳以上
初回接種	1回目	1回目
2回目	1回目から6か月後	1回目から2か月後
3回目		1回目から6か月後

原則、同じ種類のワクチンで実施します。世界保健機関(WHO)においても、基本的には同じ種類のワクチンでの接種が推奨されています。しかしながら、やむを得ない場合には交互接種も許容されています。ただし、2回目、3回目で他のワクチンを接種した場合の効果やリスクについての科学的知見は限定されます。

3回の接種の途中で妊娠した場合は、接種は継続できません。その後の接種については医師にご相談ください。

5 予防接種による健康被害救済制度について

子宮頸がん予防ワクチンの予防接種は、平成25年4月1日より予防接種法に基づく定期の予防接種となりました。

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものかどうか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会で審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

[補償とは、健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。]

また、予防接種法で定められた期間を外れて接種をした場合は、予防接種法に基づかない任意の接種として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることとなりますが、予防接種法と比べて救済の対象、額などが異なります。

※気になる症状が発生した場合には、診察した医師、ふれあいセンターへご相談ください。

6 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行なうことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

- 以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。
 - ①明らかに発熱している方(通常は37.5℃を超える場合)。
 - ②重い急性疾患にかかっている方。
 - ③ワクチンの成分によって過敏症(通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む)をおこしたことがある方。
 - ④その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた方。
- 次の方は、接種前に医師にご相談ください。
 - ①血小板が少ない方や出血しやすい方
 - ②心臓血管系疾患、腎疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある方。
 - ③過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状の見られた方。
 - ④過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある方。
 - ⑤過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある方、もしくは近親者に先天性免疫不全症の方がいる方。
 - ⑥妊婦あるいは妊娠している可能性のある方(3回の接種期間中を含む)。
 - ⑦現在、授乳中の方。

7 接種後の注意

- ①接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
- ②接種後は、重いアレルギー症状が起こることがあるのですぐ帰宅せず、少なくとも30分間は接種医療機関で安静にしてください。
- ③接種後に注射した部位が腫れたり、痛むことがあります。これは、体内に備わっている抵抗力が注射した成分を異物として認識するためにおこります。通常は数日間程度で治まります。
- ④接種後は、接種部位を清潔に保ってください。
- ⑤接種翌日までには、過度な運動を控えてください。
- ⑥接種した日の入浴は問題ありません。
- ⑦接種後1週間は症状に注意し、気になる症状があるときは医師にご相談ください。

問合せ：砂川市ふれあいセンター 保健師 電話 52-2000